

鞍手町立西川小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年5月17日改定

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針（「いじめ防止対策推進法第1条・2条」より）

(1) 目的

「いじめ」が、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(3) いじめに対する基本的な考え方

「いじめ問題」に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。更に、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

また、いじめの定義に左右されることなく、常に児童の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるように指導を行っていく。児童の中には心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応していく。

2 いじめ防止等の対策のための組織（「いじめ防止対策推進法第15条・18条・22条・23条」より）

(1) いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）

校長、教頭、教務担当、児童支援担当、養護教諭等からなる、いじめ・不登校対策のための生徒指導委員会を設置し、隔週で月2回、火曜日4校時に定例会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。

(2) 職員研修及び職員会議での情報交換・共通理解

各学期2回の校内実践交流会等を設定し、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。また、毎週水曜日を「子どもを見つめる日」と位置づけ、児童観察に努める。

(3) 関係機関との連携

配慮を必要としている児童については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所・警察等の関係諸機関と連携し、その課題解決や児童理解に努める。

(4) 取組の評価・改善

学期ごとに、生徒指導委員会や職員研修の場で、すべての子どもたちが安心して学校生活を送れたかを総括し、次の学期や次年度の取組に生かしていく。また、取組の実施状況を学校評価にも位置付け、取組の改善を図る。

(5) 保護者への周知

学校いじめ防止基本方針について、年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。

3 いじめ未然防止のための取組 (「いじめ防止対策推進法第22条」より)

- (1) 学級経営の充実
 - 「安心・安全な風土を醸成し、共感的人間関係を育て、自己存在感をもたせ、自己決定の場を与える」学級経営に努め、学校・学級における人間関係を育むと共に、児童一人一人が成就感や充実感をもつことができる授業の実践に努める。
 - 授業中や集会活動での正しい姿勢の徹底、発表や聴き方の指導等規律正しい態度の育成を図る。
 - 集団づくりや社会性の育成等、人と関わることの喜びや大切さに気づかせながら、他の人の役に立っている、他の人から認められているといった自己有用感を感じさせる。
- (2) 道徳教育・人権教育の充実
 - 道徳科の授業や人権学習を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (3) 相談体制の整備
 - 「いじめアンケート」、「自尊感情アンケート」、「生活アンケート」等のアンケートを実施し、その結果をもとに担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
 - 年間2回(11月、2月)個別の教育相談を行う。
- (4) 縦割り活動の実施
 - 縦割り班の活動を実施することで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。
- (5) 学校相互の連携協力体制の整備
 - 中学校区の保・幼・こども園・小・中学校と連携し、情報交換等を行う。

4 いじめ早期発見のための取組 (「いじめ防止対策推進法第16条」より)

- (1) 毎月1回、いじめを把握するための「いじめアンケート」を実施する。
- (2) 各学級、いじめに対する具体的な取組を明記し、実践する。
- (3) 学校での生活等の状況、行動・態度の状況などに気を配るために、担任はもとより担任外の教職員も積極的に児童に関わるようにする。
- (4) 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。(特に保護者との連携)
- (5) 年間2回保護者向けにいじめ早期発見のためのチェックリストを実施する。

5 いじめに対する早期対応 (「いじめ防止対策推進法第17条・23条・25条」より)

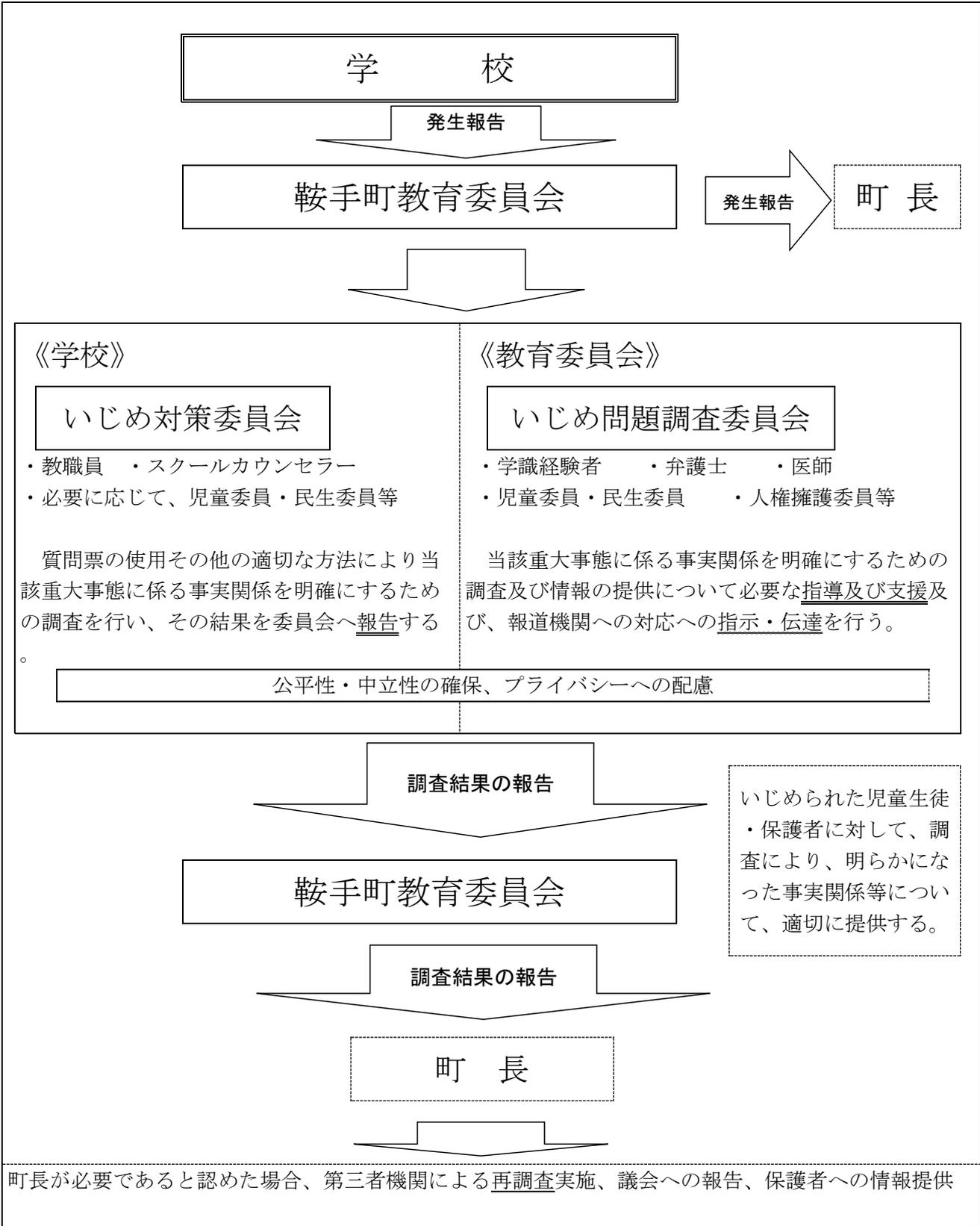
- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合、いじめ不登校対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては教育委員会及び警察等と連携して対処する。

6 重大事態への対処 (「いじめ防止対策推進法第28条」より)

- (1) 重大事態の定義
 - いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- (2) 重大事態への対処
 - 重大事態が発生した旨を、鞍手町教育委員会に速やかに報告する。
 - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態の際の危機管理マニュアル (「いじめ防止対策推進法第17条・23条」より)

重大事態発生



7 年間計画

月	いじめ未然防止・早期発見の取組 職員研修（会議）及び行事を通して	いじめ・不登校対策委員会 生徒指導委員会
4月	○ 児童理解交流会 ○ 家庭訪問	○ 生徒指導委員会 隔週火曜日4校時定例で開催 ○ 基本方針の検討・決定 ○ 「子どもを見つめる日」の設定
5月	○ いじめアンケート① ○ 人権教育実践交流会①	○ いじめアンケート①の分析
6月	○ いじめアンケート② ○ 保護者チェックリストの配布① ○ 児童理解交流会	○ いじめアンケート②の分析
7月	○ いじめアンケート③ ○ いじめストップ・アンビシャス運動（育成部会） ○ 個人懇談会の実施	○ いじめアンケート③の分析
8月		
9月	○ いじめアンケート④ ○ 児童理解交流会	○ いじめアンケート④の分析
10月	○ いじめアンケート⑤ ○ 児童理解交流会	○ いじめアンケート⑤の分析
11月	○ いじめアンケート⑥ ○ 児童理解交流会 ○ 保護者チェックリストの配付 ○ 個別の教育相談	○ いじめアンケート⑥の分析 ○ 相談内容を生かした支援
12月	○ いじめアンケート⑦ ○ 人権週間の取組 ○ 個人懇談会の実施	○ いじめアンケート⑦の分析 ○ 生活アンケートの集計と考察
1月	○ 人権教育実践交流会 ○ いじめアンケート⑧ ○ 校内実践交流会③	○ いじめアンケート⑧の分析
2月	○ いじめアンケート⑨ ○ 個別の教育相談	○ いじめアンケート⑨の分析 ○ 相談内容を生かした支援
3月	○ いじめアンケート⑩	○ いじめアンケート⑩の分析 ○ 取組の総括と次年度の方向性の確認

※ 学校行事、特別活動における児童の人間関係に十分留意する。